

災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定

横浜市（以下「甲」という。）、社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部（以下「丙」という。）は、災害時における緊急巡回及び応急措置等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害その他の災害時又は災害のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、緊急巡回及び応急措置等（以下「応急活動」という。）の協力に関し、甲が、乙及び丙で組織する横浜建設業防災作業隊（以下「作業隊」という。）に要請する場合の手続等について定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、作業隊に対して応急活動の協力を要請できるものとする。  
2 前項の規定による要請を受けた作業隊は、必要な要員、資機材等を調達し、応急活動を実施するものとする。  
3 甲は、応急活動の必要がなくなったときは、作業隊に要請の終了を告げるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 応急活動の内容
- (2) 指揮者の職及び氏名
- (3) 応急活動に必要な要員、資機材等
- (4) 応急活動の期間
- (5) その他必要な事項

（応急活動の実施）

第4条 作業隊は、甲の指揮者の指揮監督に従って応急活動を実施するものとする。  
2 甲は、作業隊の活動が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。  
3 応急活動の現場に指揮者がいない場合は、作業隊は、要請内容に従い応急活動を実施するものとする。この場合、作業隊は、実施状況を速やかに甲に文書で報告するものとする。

（初期活動）

第5条 作業隊は、横浜市内に震度5強以上の地震が発生したときは、前条の規定にかかわらず、応急活動を行うものとする。

（報告）

第6条 作業隊は、応急活動を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

- (1) 応急活動の内容
- (2) 会社名及び責任者名

(3) 応急活動に従事した要員、資機材等

(4) 応急活動の従事期間

(5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 作業隊が実施した応急活動に要した経費は、甲が負担する。

(防災訓練)

第8条 甲、乙及び丙は、防災訓練を行うことにより、相互の連携を図るものとする。

2 乙及び丙は、甲が実施する防災訓練への協力を求められたときは、積極的に防災訓練に参加するものとする。

(事前態勢)

第9条 乙及び丙は、毎年、本協定に基づく作業員名簿及び4月1日現在の資機材等の状況について、4月末日までに甲に通知するものとする。

2 甲は、各土木事務所の連絡先名簿を乙及び丙に通知し、変更が生じたときは、その都度、変更内容を通知するものとする。

(補償等)

第10条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例(平成9年10月横浜市条例第60号)中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を執行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の前3か月までに、甲乙丙何れからの申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関する細目は、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(実施日)

第13条 この協定は、平成23年4月1日から効力を生ずる。

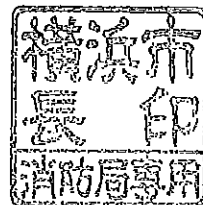
(補則)

第14条 甲乙丙との間で平成8年8月28日に締結した「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」は、平成23年3月31日をもってその効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市  
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地  
社団法人 横浜建設業協会  
会長 工藤 次郎



丙 横浜市中区太田町2丁目22番地  
社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部  
支部長 小俣 務



災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定に係る実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

(要請手続)

第2条 協定第3条に基づく甲の要請手続は、消防局危機管理室長又は各区土木事務所が行うものとする。

2 甲からの要請は、様式1によるものとする。

(承諾書)

第3条 協定第3条に基づき、甲からの要請を受けて応急活動を実施する場合、乙及び丙は、様式2により承諾書を甲に提出するものとする。

(初期活動)

第4条 協定第5条に規定する応急活動の区域及び内容は、道路震災対策マニュアル及び緊急巡回・点検マップのとおりとする。

(報告書)

第5条 協定第6条に規定する文書による報告は、様式3によるものとする。

(負担する経費の価格決定)

第6条 協定第7条に規定する、甲の負担する経費の価格の決定にあたって、乙及び丙は、具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲に提出し、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(確認・検査)

第7条 甲は、乙及び丙の具体的な履行内容の確認・検査を行うものとする。

(隊員名簿)

第8条 協定第9条第1項に規定する作業隊員名簿は様式4、資機材等の状況については様式5によるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年4月1日から効力を生ずる。

災害時における応急活動に関する協力要請書

社団法人 横浜建設業協会  
 会 長 様  
 社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部  
 支部長 様

横 浜 市 長

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

|   |   |  |      |
|---|---|--|------|
| (1) 応急活動の内容   | ①概要<br>.....<br>.....<br>.....<br>②施行場所<br>.....区.....町.....番地先から<br>.....区.....町.....番地先 |  |      |
| (2) 指揮者の職及び氏名   | .....<br>.....<br>電話 ( )  |  |      |
| (3) 口頭、電話等による要請の日時  | .....<br>.....<br>.....年 月 日 時 分  |  |      |
| (4) 応急活動に必要な要員、資機材等   | .....<br>.....<br>.....   |  |      |
| (5) 応急活動の期間   | .....<br>.....<br>.....   |  |      |
| (6) その他必要な事項  | .....<br>.....<br>.....   |  |      |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%;">整理番号</td> </tr> </table> |   |  | 整理番号 |
|   | 整理番号  |  |      |

様式2 (実施細目第3条)

年 月 日

災害時における応急活動に関する協力要請に係る承諾書

横 浜 市 長

社団法人 横浜建設業協会

会 長

社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部

支部長

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」第3条の規定に基づき要請のありました応急活動については、災害時における応急活動に関する協力要請書（整理番号                    ）のとおり承諾します。

災害時における応急活動実施報告書

横浜市 長

社団法人 横浜建設業協会  
 会 長  
 社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部  
 支部長

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」第3条の規定に基づき要請のありました応急活動について次のとおり報告します。

|   |  |      |  |
|---|--|------|--|
| <p>(1) 応急活動の内容</p>  | <p>①概要</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>②施行場所</p> <p>..... 区..... 町..... 番地先から</p> <p>..... 区..... 町..... 番地先</p> |      |  |
| <p>(2) 会社名及び責任者名</p>  | <p>.....</p> <p>.....</p> <p>電話 ( )</p>  |      |  |
| <p>(3) 応急活動に従事した要員、資機材等</p>   | <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>   |      |  |
| <p>(4) 応急活動の従事期間</p>  | <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>   |      |  |
| <p>(5) その他必要な事項</p>   | <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>   |      |  |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">整理番号</td> <td></td> </tr> </table> |  | 整理番号 |  |
| 整理番号  |  |      |  |





